在瀋陽日本国総領事館在大連領事事務所

広報文化啓発用品貸し出し申請書

下記１の期間において、下記２の物品の貸し出しを申請いたします。貸し出し物品を

破損、紛失等させた場合、当方が責任を持って弁償、原状回復をいたします。

1. 貸し出し期間：令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日
2. 貸し出し物品名：
3. 数量：

貸し出し申請団体代表者（署名）

令和　　年　　月　　日